

平成 28 年度事業計画

I 基本方針

東日本大震災津波からの本格復興完遂に向け、県・市町村・農業団体が連携を図りながら、被災農地や農業用施設等の整備と営農を再開した地域での営農確立を推進するとともに、農産物の放射性物質の検査や販路の回復・拡大などに総力をあげて取組を進めている。

このような中、国では、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪として、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化、経営所得安定対策等や米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大などに取り組むこととしている。併せて、成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限発揮するため、国際競争力のある産地イノベーションの促進等を図ることとしている。

一方、本県においては「いわての美味しいお米生産・販売戦略」（平成 27 年 2 月策定）に基づき、消費者に長く愛され続ける米産地の実現に向けて、生産者や農業団体等が一丸となって、オリジナル新品種「銀河のしずく」、「岩手 118 号」を核とした県産米のブランド化、評価向上の推進、食味向上の取組拡大、経営所得安定対策等への加入促進などの取組を進めている。

本協議会においては、こうした動きと連動し、園芸作物、麦、大豆等の生産振興など水田を最大限に活用するとともに、需要に応じた米の生産を進める。また、地域農業マスタープランに基づく農地集積等による地域農業の中心となる経営体の育成や、園芸産地の収益性向上への取組等を支援する。さらに、平成 30 年産以降の米政策に対応する取組の方向性を検討する。

○ 担い手育成・確保に関する指標

区 分	平成 26 年度実績	平成 28 年度目標
認定農業者の基本構想所得水準到達者割合（5 か年平均）	23%	26%
法人化した集落営農組織数（累計）	125 法人	190 法人
新規就農者数 ^{*1}	246 人/年	260 人/年
農地利用集積面積	82,026ha	87,600ha

※1：新規就農者数は、各年度（単年度）における数値

※平成 27 年度実績は取りまとめ中

○ 農地の有効利用に関する目標

区 分	平成 26 年度実績	平成 28 年度目標
荒廃農地面積	5,947ha	5,450ha

※「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」の実績値

※平成 27 年度実績は取りまとめ中

○ 米の生産数量目標（国からの配分）

区 分	平成 27 年産	平成 28 年産
生産数量目標（面積換算値）	271, 210 トン (50, 880ha)	268, 321 トン (50, 342ha)
自主的取組参考値	266, 880 トン (50, 070ha)	265, 432 トン (48, 800ha)

II 具体的な取組

1 経営所得安定対策等の取組促進

(1) 制度の推進

国主催の担当者会議・推進連絡会議等への出席や、優良事例等の情報収集を行うとともに、地域農業再生協議会担当者会議の開催や各種メディアの活用等により事業内容・各種手続方法等の周知徹底を図る。

- ① 経営所得安定対策等に係る都道府県担当者会議（9月、1月）
- ② 平成29年産米の生産数量目標に係る都道府県担当者会議（12月）
- ③ 地域農業再生協議会担当者会議（5月、12月）
- ④ 経営所得安定対策等の加入促進
 - ・ マスタープランに位置付けられた中心経営体を認定農業者へ誘導（相談会や個別訪問による制度の周知、経営改善計画の策定支援等）（4～6月）
 - ・ 経営所得安定対策等の加入申請について新聞広告に掲載（1月（1回））

(2) 地域農業再生協議会活動の支援

市町村段階の円滑な制度運用に向け、事務局員（現地駐在）と連携した地域農業再生協議会への事務指導・助言等を行うとともに、制度推進上の課題や制度の今後のあり方等を協議し、必要に応じて国等への要望を行う。

- ・ 経営所得安定対策等に係る現地意見交換会（6月、11月）

(3) 計画的な米の生産に向けた取組

米の生産数量目標に沿った生産に向け、県が市町村に配分した平成28年産米の生産数量目標について、その達成に向けた支援を行うとともに、必要に応じ認定方針作成者間等調整を行う。

また、平成29年産の市町村別の生産数量目標の配分方法の検討を行う。

- ① 平成28年産米の生産数量目標等の達成に向けた支援
 - ・ 目標配分、作付、収穫の各段階における需給調整の取組状況を把握（4月、7月、11月）
- ② 平成29年産米の生産数量目標の配分方法の協議と目標達成に向けた支援
 - ・ 米の市町村別の生産数量目標の配分に係る重点化要素、被災地配慮等の検討（11月）
 - ・ 市町村別の米の生産数量目標の配分方法の検討（12月）
 - ・ 米の生産数量目標に沿った生産に向け、必要に応じ、認定方針作成者間等の調整（1月～3月）

(4) 地域の水田の有効活用に向けた取組支援

「いわての美味しいお米生産販売・戦略」(平成27年2月策定)の実践を進めるとともに、産地交付金を活用した地域振興作物の推進や麦・大豆の栽培研修会の開催、園芸作物の生産性向上技術の普及等の取組を支援する。

① 水田農業の生産性向上等の支援

- ・稲作生産コスト低減研修会の開催
- ・飼料用米や園芸品目の作付拡大に係る県推進枠の活用促進など、水田の有効活用に向けた産地交付金の活用に係る地域農業再生協議会への指導・助言
- ・麦・大豆の生産性向上等に向けた研修会の開催

② 園芸作物の導入拡大等の支援

- ・園芸品目の新規導入に係る地域農業再生協議会への指導・助言
- ・担い手農家の規模拡大に繋がる生産性向上技術の普及に向けた支援
- ・大規模園芸団地に係る全国事例の収集及び地域農業再生協議会への情報提供

(5) 農地再生利用に向けた取組

耕作放棄地の解消による農地の有効活用を促進するため、地域農業再生協議会等に対し、国の耕作放棄地再生利用交付金の有効活用を促すとともに、当該交付金等による再生利用活動の助言・指導を行う。

(6) 収入減少影響緩和対策の資金管理

収入減少影響緩和交付金に係る生産者の積立金管理を行う。

(7) 平成30年産以降の米政策に対応する取組方向の検討

生産者等の意向調査及び地域農業再生協議会との意見交換を踏まえ、本協議会の役割について、組織の構成、運営体制のあり方も含めて検討し、平成28年12月を目途に中間取りまとめを行う。

5月～9月	<ul style="list-style-type: none">● 生産者、市町村、JA・集荷団体の意向調査● 地域農業再生協議会との意見交換 <table border="1"><tbody><tr><td>・ 地域別生産指標の必要性</td></tr><tr><td>・ 生産指標の設定方法</td></tr><tr><td>・ 推進体制 など</td></tr></tbody></table>	・ 地域別生産指標の必要性	・ 生産指標の設定方法	・ 推進体制 など
・ 地域別生産指標の必要性				
・ 生産指標の設定方法				
・ 推進体制 など				
10月～11月	推進方針案 検討			
12月	推進方針 中間とりまとめ			

2 担い手の育成・確保

(1) 地域農業マスタープランの充実・実践への支援

地域再生協議会と連携して、農地中間管理事業の活用による中心経営体への農地集積や、新たな営農展開に向けた具体的な取組を進めるため、マスタープランの充実・実践を支援する。

- ・農地の集積・集約化に向けた地域の話し合いの促進(4月、10月)
- ・各市町村に設置した「実践モデル地区」の活動事例を立地条件等で分類し、条件が類似する地区へ波及させるよう関係機関へ情報共有
- ・マスタープランの着実な実践に向けた工程表の作成誘導(4月、10月)
- ・第6回「いわて農業の未来を拓く担い手を考える研修会」の開催(1月)

(2) 経営体育成に向けた支援

中心経営体に位置づけられる農業経営体の経営管理能力の向上に資する研修会等を開催する。

- ・認定農業者をはじめ、地域農業をけん引する経営体等を対象とした自己研鑽・相互研鑽のための場づくり及び経営力向上研修等の開催(4月から)
- ・集落営農組織経営力向上講座の開催(10～12月、県内5地域)
- ・農業経営力向上支援事業(国庫)を活用した集落営農組織の法人化の支援
- ・税理士、中小企業診断士、農業経営アドバイザーなど経営に関する専門家と連携した経営力向上支援や法人化推進体制の整備
- ・全国優良経営体表彰への推薦(7月)

(3) 農地の利用集積に向けた取組

農地中間管理機構と連携して、農業者等への事業の周知に必要な情報等を地域農業再生協議会に提供する。

3 耕作放棄地解消対策

耕作放棄地再生利用交付金を活用し、耕作放棄地の再生作業等を支援する。

4 燃油価格高騰緊急対策

燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に燃油価格差補填金を交付する。

- ・支援対象者の公募(4月～6月)
- ・施設園芸用燃油価格差補填金に係る補填積立金の積立(8月)
- ・施設園芸用燃油価格差補填金の交付対象期間(11月～4月)

5 産地パワーアップ事業

水稻や園芸作物等について、地域の営農戦略となる産地パワーアップ計画を作成し、産地の生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組等を支援する。

- ・産地パワーアップ計画(広域分)の作成(5～6月)